

答 申 第181号  
平成17年1月4日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年6月16日付け産廃第425号で提出された下記諮問について、  
次のとおり答申します。

記

平成10年6月2日付けで、異議申立人から提起された「八千代市内の産業  
廃棄物処分場の経過及び実態資料」の公文書非公開決定に係る異議申立てに対  
する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成10年3月20日付け産第275号の1で行った公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）は取り消すべきであり、実施機関は特定すべき文書を速やかに特定して、再決定を行うべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件決定の取消しを求める、というものである。

2 異議申立ての理由

環境・ごみ問題の深刻さはその度合いを日増しに深め、その解決なしには明日の地域の安全・安心な生活環境はないとさえ言われ、今や県民の最大関心事の一つとなっている。そんな中、八千代市内の産業廃棄物処分場に関する資料のうち、プライバシーに係る部分は別として、当該地の使用前の用途及び関係発生費用等が非公開として決定されたことは認めがたい事である。本件情報・資料は県民、特に地域住民などには公開されてしかるべきと思われる。

環境行政、特にごみ問題などは、市民・県民の広い協力なくしては基本的にも現実的にも解決されることはないと思われる。是非関係資料が公開される様願うものである。

3 実施機関の説明について

実施機関は理由説明書により、処分を見直した結果「公開すべきであった」ものが存在していたことを認めた。これは、当時の非公開決定処分が不当なものであったことの証明にほかならず、実施機関の責任は重い。

「決定の見直しについて」の非公開部分は、当該文書の全てが非公開のものではなく、あくまでも非公開の部分が含まれている文書なのであろう。とするならば、非公開の当該部分にマスキングがされ、文書そのものは公開されるべきであり、その後、非公開部分の非公開処分の当否が判断されるべきであらう。

本件は、平成10年2月に行った開示請求の処分の異議申立てに対し、平成16年6月になってはじめて諮問されたもので、その間、実に6年間もの長期間何らの対応もしなかった実施機関の責は重く大きなものがあると云わねばならない。

本件に関する不作為の異議申立てに対し、県当局は平成16年6月28日付け産廃第510号の不作為理由書にて、その不作為理由は「平成16年6月16日付けの当庁の諮問に対して、同審査会がまだ答申をしないからであります」と説明した。しかし、この当局の説明、理由は当を得たものではない。本件不作為に関する異議申立ては、平成10年6月2日付け異議申立てに対し何らの措置もないことから、平成16年6月8日付けで行政不服審査法第7条に基づき、本件の不作為行為に対し異議申立てをしたものであり、先の不作為理由は的はずれのものであると云わねばならない。これらのことから当該実施機関の杜撰業務が何ら改善されていないことの証にもなり、これら、本件経緯の中を含め、他にも見られる不当な行為に対する反省を強く求めるものである。

### 第3 実施機関の説明要旨

#### 1 本件決定について

- (1) 異議申立人は、平成10年2月6日付けで八千代市内の産業廃棄物処分場の経過及び実態の詳細資料、処分場として使用したか若しくは使用している、①場所、②面積、③容積、④廃棄物の内容、⑤使用前・後の用途、⑥地権者の推移、⑦関連して発生した費用詳細、⑧事前の環境（地下水等全て）評価並びに⑨事後及び現在（最新）の検査評価値等について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) これに対し実施機関は、平成10年3月20日付けで、請求内容⑤のうち使用前の用途、請求内容⑥のうち地権者名及び請求内容⑦のうち廃棄物の受入れ費用について、非公開とする決定をした。

#### 2 非公開の理由

- (1) 「使用前の用途」及び「地権者名」については、土地登記簿謄本等により確認できるものであるが、これにより個人が識別され得ることから千葉県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第2号により、非公開とした。
- (2) 「廃棄物の受入れ費用」については、産業廃棄物処理業許可申請書に添付されている事業計画書に単価等が記載されており、これは事業活動に関する情報で、公開することによって事業運営上の地位に不利益を与え、また社会信用を損なうと認められ（旧条例第11条第3号）、かつ当該事務事業の特質上、公開することにより事業者との信頼関係が損なわれると認められるとともに、今後の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じるものと認められるため、旧条例第11条第8号に該当することから非公開とした。

- (3) なお、「使用前の用途」、「地権者名」及び「廃棄物の受入れ費用」についての非公開決定に当たっては、行政文書の特定を行わずに決定した。

3 諮問に当たっての決定の見直しについて

- (1) 再度対象文書を見直した結果、次の行政文書を特定した。

- A 八千代市における信洋開発(株)の最終処分場施設の廃止等について  
(平成3年3月8日起案)
- B 廃棄物処理施設廃止届出書の提出について(平成元年5月19日起案、(有)米山興行)
- C 産業廃棄物処理業の許可について(昭和63年7月26日起案、セントラル総業(株))
- D 廃棄物処理施設の廃止等について(平成3年10月1日起案、石井庄一)

- (2) 上記AからDの行政文書について、非公開決定を行った事項を見直した結果は、次のとおりである。

ア 「使用前の用途」が把握できる書類は

- ① Aに添付されている「一時転用期間終了後の農地復元報告書等」
- ② Bに添付されている「土地登記簿謄本」
- ③ Cに添付されている「土地登記簿謄本」
- ④ Dに添付されている「農地の一時転用許可等」

であり、これらに記載された「地目」は、いずれも公開する用意があること。

イ 「地権者名」が把握できる書類は、

- ① Aに添付されている「一時転用期間終了後の農地復元報告書等」
- ② Bに添付されている「土地登記簿謄本」
- ③ Cに添付されている「土地登記簿謄本」
- ④ Dに添付されている「農地の一時転用許可等」

であり、①のうち「土地登記簿調査表」並びに②及び③の「土地登記簿謄本」に記載された「所有者」については、公開する用意があること。

ただし、①のうち「一時転用期間終了後の農地復元報告書」に記載された「所有者」及び「土地所有者及び隣接地主」に記載された「氏名」並びに④に記載された「氏名」については、土地登記簿謄本等から転記されたものであることの確認がとれないことから、個人に係る情報であって特定個人が識別されるもの(旧条例第11条第2号)に該当するため、非公開とする。

ウ 「廃棄物の受入れ費用」が把握できる書類は、Cに添付されている「事

業計画書」であり、これに記載された「取扱い産業廃棄物の処分に係る料金表」は、事業活動に関する情報で、公開することによって事業運営上の地位に不利益を与え、また社会信用を損なうと認められ（旧条例第11条3号）、かつ当該事務事業の特質上、公開することにより事業者との信頼関係が損なわれると認められるとともに、今後の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が生じるものと認められる（旧条例第11条第8号）ため、非公開とする。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のとおり判断する。

##### 1 本件決定について

本件決定の概要は、前記第3実施機関の説明要旨（以下「説明要旨」という。）1のとおりである。

##### 2 本件決定の妥当性について

本件決定の妥当性について、以下で検討する。

- (1) 説明要旨2(3)のとおり、実施機関は本件決定に当たり文書の特定を行わなかったと説明している。また、本件決定の決定通知書を見ると、「公文書の件名」欄の記載が本件請求の記載の一部分を転記しただけのものとなっており、具体的な公文書の件名が記載されていない。これらのことから、本件決定において請求の対象となる公文書は特定されていなかったものと認められる。

実施機関は、請求書の記載内容から請求のあった情報そのものが非公開事由に該当すると判断し、文書を特定しないで決定したものである。しかし、文書の特定は公文書公開請求の本質的な内容であり、文書の特定が可能である限り、決定を行うに当たっての前提として、対象となる文書は特定されていなければならないものである。

説明要旨3で実施機関が説明するように、実施機関は本件請求に対して文書を特定できたものであり、本件決定はこの前提を欠いた不適切なものであって、瑕疵のある違法な処分である。

- (2) 本件決定において、実施機関は決定通知書に「千葉県公文書公開条例第11条第2号、第3号及び第8号該当」と記載し、その理由について各号の条文の文言を引用して記載しているのみで、非公開とした情報が、それぞれいずれの非公開事由に該当するのか示していない。

公文書非公開決定通知書における「公開しない理由」については、単に非公開の根拠規定を示すだけでは足りず、旧条例第11条所定の非公

開事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。本件決定における理由付記の程度は、旧条例で定める理由付記の要件を欠いたものと言わざるを得ない。この点からも本件決定は違法な処分である。

- (3) 実施機関は、説明要旨 3 のとおり諮問に当たって決定を見直した結果、行政文書を特定した旨説明する。しかし、これらの説明によって前記(1)及び(2)で指摘した本件決定の違法性が治癒されるものではない。

以上のとおり、本件決定は取り消されるべきものであり、実施機関は特定すべき文書を速やかに特定して、再決定を行うべきである。

### 3 再決定に当たっての留意事項について

前記 2 のとおり、本件決定は取り消すべきものであるが、実施機関は説明要旨 3 のとおり諮問に当たって決定を見直した結果行政文書を特定したとしており、その公開、非公開についても具体的な説明をしている。この点に関して、実施機関は再決定などの処分を行ったわけではなく、当審査会では実施機関が特定したとする文書の内容を確認することができないが、この点については、実施機関が見直した結果、なお非公開としている部分について、実施機関の説明する範囲においてその非公開情報該当性を判断し、実施機関が再決定を行う際の留意事項として指摘する。

#### (1) 旧条例第 11 条第 2 号の適用について

実施機関は、土地所有者に関する情報について、土地登記簿謄本等から転記されたものであることの確認がとれないことから旧条例第 11 条第 2 号に該当すると説明する。しかし、土地の地番が非公開とならない場合において、その地番が一時転用期間終了後の農地復元報告書等により明らかにされるのであれば、その土地の地権者名は土地登記簿謄本で確認できるため、原則として旧条例第 11 条第 2 号ただし書きに該当する。よって、記載されている情報が登記簿謄本の記載と異なっていると明確に判断できるような特段の事情がある場合を除き、当該情報は公開されるべきである。

説明要旨 3 (2)イに関して実施機関が再決定を行うに当たっては、以上の点に留意すべきである。

#### (2) 旧条例第 11 条第 3 号の適用について

実施機関は「取扱い産業廃棄物の処分に係る料金表」が事業活動に関する情報であり、旧条例第 11 条第 3 号に該当すると説明する。法人が提供する商品、サービス等の単価及びその内訳については、法人が PR 等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報でないか、その情報が営業上のノウハウと言える程度に詳細で具体的な内容となっ

ているかなどの検討が必要である。

説明要旨 3 (2)ウに関して実施機関が再決定を行うに当たっては、以上の点に留意すべきである。

(3) 旧条例第 11 条第 8 号の適用について

実施機関は「取扱い産業廃棄物の処分に係る料金表」が同号に該当すると説明する。しかし、当該情報が記載されている事業計画書は法令等により提出が義務付けられているものであり、非公開とする具体的な理由が記載されていない実施機関の説明の範囲においては、当該情報は同号に当たらないというべきである。

説明要旨 3 (2)ウに関して実施機関が再決定を行うに当たっては、以上の点に留意すべきである。

4 附言

- (1) 本件決定は、実施機関が対象となる文書の存否又は内容を検討することなく、請求内容だけから文書を特定しないで非公開と判断したものである。決定に際しての非公開理由の説明も形式的に行っただけのものであり、その事務の進め方は不適切なものであったと言わざるを得ない。

仮に請求書記載どおりの文書が存在しない場合であっても、記載内容の解釈によっては文書を特定できる可能性があるのであれば、実施機関は関連する文書の情報を開示請求者に提供して請求内容を確認するなど、可能な限り文書特定の努力を行うべきである。

今後、同種の請求に対して同じような決定を行うことがないよう、実施機関には開示請求者に対して誠意ある対応を求めるものである。

- (2) 異議申立人は、本件は平成 10 年 2 月に行った公開請求の処分の異議申立てであり、諮問までに 6 年もの長期間何らの対応もしなかった実施機関の責任は大きいものがあると主張する。確かに、本件審査の過程において、実施機関は文書を特定しなかったことなど、当初の判断の誤りを認めたとも思われる説明を行っており、自ら処分を取り消すなどの対応も可能であったものと思われる。この点については、簡易迅速な救済制度である異議申立て制度の趣旨を損なう事態であると考えられるので、実施機関に対して迅速な処理を行うよう求めるものである。

5 結論

以上のとおり、本件決定は取り消すべきであり、実施機関は、特定すべき文書を速やかに特定して、再決定を行うべきである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
16. 6. 16	諮問書の受理
16. 7. 23	実施機関の理由説明書の受理
16. 9. 1	異議申立人の意見書の受理
16. 9. 22	審議
16. 12. 8	異議申立人の意見陳述・審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学教授	部会長職務代理者
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成16年12月8日現在)